

令和6年3月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時：令和6年3月19日（火） 午前8時57分～9時37分

開催場所：坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 番	松浦	雄一	2 番	石井	淑雄
3 番	吉田	宏明	4 番	原	武信
5 番	山下	祝	6 番	本条	仁史
7 番	木下	得代	8 番	猪熊	幸雄
9 番	大原	眞路（会長）	10 番	土井	正幸
11 番	高市	佳和	12 番	山本	茂
14 番	藤川	一雄	15 番	梶野	和幸（会長職務代理）
16 番	山下	恵	17 番	富木田	好正
18 番	三木	洋一			

欠席委員

13 番 宮本 賢一

傍聴推進委員

1 番 濱崎 郷廣

農業委員会事務局出席者

事務局長	福家	浩文
事務局長補佐	竹村	秀基
事務局書記	佐藤	由佳
事務局書記	山崎	貴士

議事

第 1 号議案	農地法第 3 条許可申請	10 件	田 畑	7,149 1,546	m ² m ²
第 2 号議案	農地法第 4 条許可申請	1 件	田 畑	216	m ² m ²
第 3 号議案	農地法第 5 条許可申請	5 件	田 畑	855 5,129	m ² m ²
第 4 号議案	非農地証明願	2 件	田 畑		m ² 124 m ²
第 5 号議案	農地改良に係る届出	件	田 畑		m ² m ²
第 6 号議案	農用地利用集積計画書	28 件	田 畑	38,875.08 22,120	m ² m ²
第 8 号議案	青年等就農計画認定申請	2 件			
報告第 1 号	合意解約	3 件	田 畑	3,199	m ² m ²

令和6年3月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。

定刻が参りましたので、只今より3月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計48件でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

なお、宮本 委員さん、からは事前に欠席の連絡をいただいております。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により梶野会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

(挨拶)

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 1番 松浦 委員さんと 2番 石井 委員さんのお二人にお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、4番 原 委員さん、6番 本条 委員さん、8番 猪熊 委員さんと私で、 3月18日(月)に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」10件についてご説明いたします。

1番から4番までは譲受人が同じであり、5番に関しましてもその世帯員になりますので、1番から5番まではまとめてご説明いたします。

1番、・・・、面積 680 m²【議案読み上げ】

2番、・・・、面積 1,532 m²【議案読み上げ】

3番、・・・、面積 796 m² 外1筆 計 1,220 m²【議案読み上げ】

4番、・・・、面積 755 m²【議案読み上げ】

5番、・・・、面積 743 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 46,417.45 m²

取得後の営農計画としては、野菜で販売を予定しており、周辺地域への影響は無いと思われます。

譲受人の農機具の所有状況は、トラクター1台、耕耘機 1台、トラック 2台、農舎が 300 m²になります。

譲受人の農作業歴は1番から4番までは20年、5番に関しては50年、年間の農業従事日数はどちらも 150日であり、通作距離についても車で2分と

通作可能と判断いたします。

6 番、・・・、面積 533 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 1,189 m²

取得後の営農計画としては、果樹で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農機具の所有状況は、耕耘機 1 台、トラック 1 台になります。

譲受人の農作業歴は 60 年、年間従事日数は 150 日であり、通作距離についても徒歩 1 分圏内ということもあり通作可能と判断できます。

7 番、・・・、面積 260 m² 外 1 筆 合計 277 m²【議案読み上げ】

申請理由 家庭菜園としての取得

受人反別 新規で農地を取得するため 0 m²

取得後の営農計画としては、果樹で自家消費を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

農機具は特に所有しておりません。

譲受人の農作業歴はなし、年間従事予定日数は 200 日であり、通作距離についても徒歩 1 分圏内ということもあり通作可能と判断できます。

8 番と 9 番は譲受人が同じなためまとめてご説明いたします。

8 番、・・・、面積 978 m²【議案読み上げ】

9 番、・・・、面積 568 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 4,500 m²

取得後の営農計画としては、果樹で自家消費及び販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農機具の所有状況は、トラクター 1 台、耕耘機 1 台、草刈り機 1 台、トラック 1 台になります。

譲受人の農作業歴は 1 年、年間従事日数は 150 日であり、通作距離についても自動車で 15 分ということもあり通作可能と判断できます。

10 番、・・・、面積 1,409 m²【議案読み上げ】

申請理由 経営規模の拡大

受人反別 4,337.37 m²

取得後の営農計画としては、稲作で販売を予定しておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

譲受人の農機具の所有状況は、トラクター 2 台、コンバイン 1 台、耕耘機 2 台、田植え機 1 台、トラック 2 台になります。

譲受人の農作業歴は 40 年以上、年間従事日数は 200 日であり、通作距離についても徒歩 1 分圏内ということもあり通作可能と判断できます。

以上のことから本日の案件１０件につきまして譲受人については、経営地がすべて適正に管理されていること、農作業に常時従事していること、労働力・通作距離・農機具の所有状況から耕作可能と判断できること、周辺地域への影響がないことなど、農地法第３条第２項各号には該当しないので許可相当と考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第１号議案「農地法第３条許可申請」１０件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第１号議案「農地法第３条許可申請」１０件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第２号議案「農地法第４条許可申請」１件を議題に供します。
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、第２号議案「農地法第４条許可申請」についてご説明いたします。

１番、・・・、面積 216 ㎡【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 農家住宅 用地

申請理由 申請者は現在借家に住んでいますが、両親が高齢になってきており今後介護が必要になる可能性もあるため面倒が見やすいよう実家近くの所有農地に住宅を建築しようと考え申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第一種住居地域と定められている第３種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他 排水計画は、雨水はため枡を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、新設排水管より東側水路へ放流します。

造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第２号議案「農地法第４条許可申請」１件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件を議題に供します。

なお、第3号議案の3番については現地調査を実施しておりますので、4番 原 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

原委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」3番の現地調査報告をさせていただきます。

3番、・・・、面積 481 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在、妻の実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたので、現在の住所から近くの申請地周辺で住宅建築を検討していました。

市道に面して住環境が良い申請地の売却情報を得て検討したところ、譲渡人と話しがまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま原 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。

3番につきましては、先ほどの原 委員さんのご説明どおりです。

少し補足説明をします。

譲渡人は、相続して約5年になりますが、市外のため自作することができず、農地機構を通して貸借をしておりました。しかし、今後も坂出市に戻る予定はなく売却に至っております。

排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、既存排水管より北側水路へ放流します。

造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にコンクリ

ート擁壁を新たに設置します。

では、1 番からご説明いたします。

1 番、・・・、面積 105 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 あり

転用目的 住宅

申請理由 申請者は、両親と同居しております。生活の自立を考えていたところ、父親が所有する申請地を検討することになりました。申請地には祖父が昭和 47 年頃に建てた住宅があります。現在は市外に居住していますので、維持管理のみをしてきましたが、費用面等総合的に検討して、無断転用を解消しての申請にいたしました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、隣接する農地はありません。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用のため、農地法の手続きを経ずに転用したことを反省する始末書の提出があります。

排水計画は、雨水はため桝を設置済、生活雑排水も南側の市道内の水路に接続済です。

造成計画は、既に宅地になっており新たな造成、擁壁はありません。

2 番、・・・、面積 2,115 m² 外 1 筆 合計 4,782 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 太陽光発電設備

申請理由 譲受人は、不動産業等を営んでおります。新たに太陽光発電による電力の売却に取り組もうと計画していたところ、土地を相続したものの耕作予定がないため、処分を考えていた譲渡人と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。登記地目は山林ですが、過去に所有者の父親が果樹を栽培しており、農家台帳への登録があります。

周辺農地への影響 元々が山林のため、土地改良区の区域外になりますが、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

その他 経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定、FIT 制度を受けています。

FIT 制度とは、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取る固定価格買取制度です。

排水計画は、雨水は自然浸透、汚水の発生はありません。

造成計画は、整地のみで周囲にはフェンスを設置予定です。

4 番、・・・、面積 374 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 申請人は、現在、アパートに居住していますが、子供が増えて手狭になってきたので、住宅建築を考えていました。候補地として、坂出市の住環境を気に入り申請地近辺で土地を探していたところ、土地所有者とは子供を通じてのかねてから知り合いであり、申請人と土地所有者との話がまとまり申請にいたりしました。

土地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、既存排水管より北側水路へ放流します。

造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。

5 番、・・・、面積 242 m² 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人はアパートに居住しております。子供の成長に伴い手狭となり住宅建築を考えたと、申請地は実家も近く、今後の両親の老後や農作業の手伝い、子供の世話等を総合的に検討し、父が所有する土地に新築することで話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 排水計画は、雨水はため枿を設置、汚水は合併浄化槽にて処理して、新設の排水管を市道内に設置し南側水路へ放流します。

造成計画は、花崗土で盛土、整地を行い、隣接農地との境界線にコンクリート擁壁を新たに設置します。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」5件のうち、5番については三木委員さんが関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、5番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいたします。

(三木委員 退室)

5 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理 続いて、1 番から 4 番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」5 件につきまして原案どおり承認し、うち 4 件につきましては委員会の意見書を添付して県へ進達し、2 番の案件につきましては、転用面積が 2,000 m² 以上ということで、3 月 28 日に農業会議が開催します常設審議委員会に諮りたいと思います。

続いて、第 4 号議案「非農地証明願」2 件を議題に供します。

なお、第 4 号議案の 1 番、2 番については現地調査を実施しておりますので、6 番 本条 委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

本条委員 それでは、第 4 号議案「非農地証明願」1 番、2 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 72 m² 【議案読み上げ】

申請理由 申請者は相続により農地を取得したため詳細な時期は不明ですが、所有農地へ農機具が進入しやすいよう農道を拡張して利用していたためです。

2 番、・・・、面積 52 m² 【議案読み上げ】

申請理由 申請者の父が農業用倉庫を建て利用していましたが、25 年程前に病気となり後継者もないため使用されず放置されていました。その後、現所有者へ相続されたものの県外在住のため管理されず荒廃し隣接地から竹木が入り込み農地への復旧が著しく困難になったためです。

現地調査をしましたが、既に農業用の倉庫が立っており、周辺も竹やぶや廃墟になっている状況です。住民の方ともお話をさせていただいたんですけども、その集落に関しては現在 6 人しか居住しておらず、畑としても回復不能だと思いました。

以上です。

会長職務代理	ありがとうございました。 ただいま本条 委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。
事務局書記	第４号議案「非農地証明願」２件につきましては、本条委員さんのご説明通りとなります。 以上、よろしくご審議お願いいたします。
会長職務代理	ただいま事務局より説明がありましたが、第４号議案「非農地証明願」２件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。
三木委員	１番の件については、いつから道路なのですか。
事務局書記	１番に関しましては、相続で取得された農地であり、ご本人様にも確認をしても詳細な時期は不明という回答なので、いつ頃なのかはわかっておりません。航空写真から２０年ほど前には道路になっていると思われるのですが、それ以上はわかりませんでした。
三木委員	道路を広げた意味は、生活道路の拡幅、それとも農業用の道路の拡幅ですか。
本条委員	農道を拡幅した結果、今では生活道路として利用されています。
三木委員	農業に供するための道路として昔は利用されていたということですか。
事務局長補佐	補足説明をします。申請地の隣には申請者の農地があります。したがって、農地の耕作目的での拡幅、今では生活道路として利用されていますが、当時は農業用として利用されていたと判断できます。
三木委員	わかりました。
各委員	(委員による審議) 【異議なし】の声あり
会長職務代理	他にご異議もないようですので、第４号議案「非農地証明願」２件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。 続いて、第６号議案「農用地利用集積計画書」２８件を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局書記	それでは第６号議案 農用地利用集積計画書２８件についてご説明します。 今月は新規に農地の貸借をする案件が１１件、更新が６件、再設定が１１

件で、そのうち農地機構を通じた貸借が20件となっております。

以上、農用地利用集積計画書28件はいずれも、農地をすべて効率的に利用していると認められること、農作業に常時従事していると認められることなど旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」28件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」28件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が2件出ております。

第8号議案、「青年等就農計画の認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

青年等就農計画の認定申請は、今回2件新規で提出されております。この青年等就農計画は、認定新規就農者の認定のために必要な手続きで、中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、1月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において承認および3月に審査予定であり、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を12ページにまとめており、13ページから21ページまでが申請書の写しとなっております。

それではご説明させていただきます。

1番 市内の方になります。

改善の概要、主な増加項目等は記載の通りとなります。

これ以外の説明といたしまして、申請者はこの4月から親の経営の一部を使って就農の予定です。にんにくと菜花を承継し、それ以外は新規で開始する予定となっております。

果樹栽培を中心といたしまして、果樹の育成期間や繁忙期以外は露地野菜で所得を確保する予定としており、作業受託としてブロッコリーの計画となっております。現在は農業大学校で研修を受けつつ、休日には親の農作業を手伝っております。

続いて2番についてです。

市内の方になります。市内にて令和5年7月から経営を開始しています。西洋イチジク、西洋スモモを中心に無農薬、無肥料栽培を行い、付加価値の高い農産物の生産を目指しています。

現在は、洋菓子店、レストランなどにも直接販売しているとのことです。

作業受託をしながらワイン用ブドウの作業全般を請け負う予定としております。

また、食品加工といたしまして、瞬間冷凍フルーツ、セミドライフルーツの加工販売も予定しております。農業大学校より、イチジク農家で研修を受けた経験もございまして、令和 5 年度については栽培から販売までを行っているとのことです。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第 8 号議案「青年等就農計画の認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

(委員による審議)

各委員 【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第 8 号議案「青年等就農計画の認定申請」2 件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思います。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 796 m² 外 1 筆 合計 1,220 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 1 号議案 3 番関連

2 番、・・・、面積 755 m² 外 1 筆 合計 1,498 m²【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消 第 1 号議案の 4・5 番関連

3 番、・・・、面積 481 m²【議案読み上げ】

解約理由 転用目的

備考 利用権 賃借権の解消 第 3 号議案 3 番関連

以上、農地法第 18 条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、報告第 1 号「農地法第 18 条 合意解約」3 件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

(事務局からの連絡事項等)

それでは、これをもって3月の定例会を閉会致します。

長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時37分終了